

第7部 国際的・地域的な取り組み

第1章 国際連合における取り組み

- 第1節 国際連合における議論
- 第2節 第一委員会と国連軍縮委員会
- 第3節 国連軍縮諮問委員会
- 第4節 国連軍縮会議
- 第5節 国連ミサイル専門家パネル

第2章 ジュネーブ軍縮会議(CD)における取り組み

- 第1節 概要
- 第2節 ジュネーブ軍縮会議(CD)の停滞問題と
打開への努力

第3章 G8における取り組み

第4章 地域的取り組み

- 第1節 地域的枠組み
- 第2節 アジア不拡散協議(ASTOP)

第1章 国際連合における取り組み

第1節 国際連合における議論

国際連合は、1945年の創立以来、国連憲章第11条（国連総会が、軍縮について審議し、加盟国もしくは安全保障理事会に勧告を行うことを規定）等に基づき、軍縮問題についても積極的に取り組んできた。

冷戦時代は、非同盟諸国のイニシアチブによって、1978年、1982年、1988年と計3回の国連軍縮特別総会が開催されるなどの動きはあったものの、全体としては国連を通じた具体的な軍縮・不拡散上の成果は限定的であり、むしろ二国間又は地域的な枠組みを通じて主要な軍縮の合意が形成されてきた。

他方、国連は基本的に総会における議論及び決議の採択という形で軍縮に関与してきている。これらの議論や決議は、その時々国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた。

冷戦終焉後は、国連軍備登録制度の設置（1991年）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の国連総会における採択（1996年）、国連小型武器行動計画の採択（2001年）等、国連総会の場を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果が上げられている他、安全保障理事会も1992年1月に軍縮・不拡散の重要性を強調する議長声明を発出している。

第2節 第一委員会と国連軍縮委員会

国連において軍縮・不拡散分野の問題は、通常すべての加盟国が参加できる以下の二つの総会補助機関で行われている。すなわち、総会の会期中に開催され、軍縮・国際安全保障関係のすべてのテーマを議論する「第一委員会」と、総会の枠外で特定の問題

をその都度重点的に取り上げて議論する「国連軍縮委員会 (UNDC)」の二つである。

1. 第一委員会

従来、国連総会の第一委員会においては、軍縮問題が、政治、安全保障、技術の問題等と一緒に議論されていたが、1978年の第1回国連軍縮特別総会は、「総会の第一委員会は、軍縮問題及び関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」旨の決定を行い、以降第一委員会では主として軍縮・国際安全保障問題が議論されてきている。この委員会は、毎年秋の国連総会一般討論後、約5週間の会期で開催される。

第一委員会では毎年数多くの軍縮関連の決議が採択され、その動向は軍縮・不拡散の流れを見極める上で極めて重要である。日本も毎年、この分野における重要事項の決議案を提出している。

具体的には、核軍縮について、1994年から1999年まで「究極的核廃絶決議案」を提出し、2000年以降には、2000年の核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議の成果を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道すじを示した決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出し、国際社会より変わらぬ圧倒的支持 (2003年は164カ国の賛成により採択) を得てきている。

また、日本は、小型武器問題についての国際社会の取り組みが開始された1995年からほぼ毎年、小型武器に関する決議案を提出している。2003年の決議案は、同年7月に開催された国連小型武器会議中間会合 (議長は猪口邦子軍縮代表部大使) の結果を再確認し、そのフォローアップの重要性を訴えるもので、日本は南アフリカ、コロンビアと共同提出し、コンセンサスにより採択された。

2. 国連軍縮委員会 (UNDC)

国連は、軍縮問題について研究・勧告を行う目的で、当初「原子力委員会」と「通常軍備委員会」の2つの委員会を設置した。その後、1952年の第6回国連総会において、両者の業務を統合し、新たな軍縮交渉を行う機関として「国連軍縮委員会 (UNDC)」が設置された。この委員会は、軍縮問題で見べき成果を上げることができず、長い間休眠状態にあったが、1978年の第1回国連軍縮特別総会において、この委員会を改編し、すべての国連加盟国が参加する国連総会の補助機関として、現在の国連軍縮委員会を設立することが決定された。

国連軍縮委員会は、その翌年の1979年より毎年、4～5月の時期に約3～4週間の会期でニューヨークにて議論を行っており、慣行として、同一の議題を3年間継続して扱う。1997年から1999年まで3年間継続して論じられた議題は、「非核兵器地帯」、「第4回軍縮特別総会」及び「实际的軍縮」の3つであった。

2000年からは、新しく「核軍縮プロセスを進めるための方法と措置」及び「通常兵器の分野における実効的な信頼醸成措置」の2つの議題が取り上げられた。3年目に当たる2002年は例外的に開催されず、2003年に継続審議がなされたが、核軍縮及び通常兵器の両分野共に参加国間での合意が達成されず、作業文書は採択されなかった。

第3節 国連軍縮諮問委員会

国連軍縮諮問委員会は、国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う。例えば、1998年、国連は機構改革の一環として、政務局内の軍縮センターを軍縮局という独立の局に格上げしたが、これはこの委員会の勧告に基づいた措置であった。また、ジュネーブの国連軍縮研究所 (UNIDIR) の運営を監督する理事会としての機能も併せ持つ。2003年5月、日本より、

阿部信泰駐サウジアラビア大使（当時）が軍縮局長に任命された。

この委員会の沿革は、1978年の第1回国連軍縮特別総会でワルトハイム国連事務総長（当時）が行った提案に基づき、事務総長の下に30人の有識者より構成される軍縮諮問委員会が設置されたことに始まる。当時の委員会は、計7回の会合を開催して1981年にその任務を終了したが、1982年、第37回国連総会決議（37/99K）によって同委員会の復活が決定され、現在に至っている（1989年に現在の名称に改定）。

この委員会は、毎年2回、ニューヨークとジュネーブで会合を開催している。メンバーについては、個人の識見を基礎とし、公平な地域代表の原則を考慮して事務総長が任命する委員から構成されることとなっており、委員数は約20名である。委員は個人の資格で任命される。日本からは、1999年から2002年まで田中義具外務省参与（元軍縮代表部大使）が、2003年からは猪口邦子軍縮代表部大使が委員を務めている。

2003年7月中旬に開催された第41回国連軍縮諮問委員会では、主に、「軍縮と人間の安全保障」、「軍事費の増強」、「多国間軍縮条約の遵守、検証、強制」の3分野に関して議論が行われた。

第4節 国連軍縮会議

国連軍縮会議は、アジア・太平洋地域において、軍縮問題に対する意識を高め、また、互いに国交のない国も含めて、軍縮・安全保障に関する対話を行う場を提供するという観点から、1989年より毎年2回（1回は日本、1回は基本的にネパール）で開催されている。これは、1988年に設置された国連アジア太平洋平和軍縮センター（当初はアジア平和軍縮センター）の主催である。この会議では、国連総会やジュネーブ軍縮会議など、各国政府代表で構成される通常の軍縮会議のように条約交渉や決議、アピールを行うのではなく、世界各国の政府高官や軍縮問題の専門家などが、個人の資格で参加し、毎回のテーマに沿った討議を行っている。

国連軍縮会議は、1988年の第3回国連軍縮特別総会において、竹下内閣総理大臣（当時）より、国連主催の軍縮会議を日本で開催する用意があると表明したことを受けて、1989年以来毎年、日本政府の後援の下で、日本国内の地方都市で開催されている。これは、日本の軍縮に対する積極的な姿勢を国内外にアピールする良い機会となるとともに、この種の会議を全国の様々な都市で開催することにより、軍縮問題に対する日本国民の関心を高め、またそれに応えていくことに寄与する効果もあることが期待されている。これまで、広島、長崎をはじめとして、京都、仙台、札幌、秋田、金沢、大阪で開催されており、2003年は、8月19日から22日まで、大阪市で開催された。日本政府からは、天野外務省軍備管理・科学審議官が出席し、会議の冒頭に政府代表演説を行った。

このほかにも、国連軍縮会議は、1989年以来毎年、基本的にネパールのカトマンズで開催されている（1998年のジャカルタ、1999年のウランバートル、2001年のウェリントンを除く）。

（注）国連アジア太平洋平和軍縮センター

通称「カトマンズ・センター」。上記の国連軍縮会議を開催するほか、1995年以降は、日本国連協会が主催する北東アジア金沢シンポジウムにも協力している。また、1997年、1998年の国連決議に基づき、中央アジア非核兵器地帯条約案の起草支援を行うなど、幅広い活動を行っており、同センターの活動は「カトマンズ・プロセス」として各方面より高い評価を受けている。

第5節 国連ミサイル専門家パネル

2000年の国連総会にイランから提出された決議に基づいて、ミサイル問題をあらゆる角度から検討するための政府専門家パネルを国連に設置することが決定された。国連が地域配分を考慮して選んだ23カ国から政府専門家が参加し（日本からは天野大使（当時）が参加）、2001年8月、2002年4月及び7月の計3回にわたりパネル会合が開催され、協議結果についての報告書が2002年の国

連総会に提出された。ミサイルについて国連の場でこのような専門家による会合がもたれたのは初めてのことである。

ミサイルについては、大量破壊兵器と異なり、多数国間の条約は存在しないが、近年「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」や、ロシアが提案しているグローバル・コントロール・システム（ミサイルの事前発射通報制度等を含むシステム）など、ミサイルについてのグローバルな枠組み作りが模索されてきた。このような国際社会の動きは、今や一国の軍事力の重要な部分を占め、また核兵器等と結びつけば巨大な被害をもたらし得るミサイルについても、国際社会が何らかの軍備管理・軍縮・不拡散上の取り組みを行うことが必要であるとの多くの国の認識を反映しているものと考えられる。過去に多数国間の枠組みで必ずしも包括的な議論が行われたことのないミサイル問題について、国連の場で議論が行われること自体は意味のあることである。しかし、本パネルは、参加各国の立場・思惑が大きく異なることから、特段の方向性や意見の一致を見ないまま終了した。

その後、2003年の国連総会においてイラン等が提出した決議に基づいて、ミサイル問題についてあらゆる角度から検討するために、2004年に再度政府専門家パネルを設置し、同年の国連総会に報告書が提出されることになった。

第2章 ジュネーブ軍縮会議（CD）における取り組み

第1節 概要

1. 設立の経緯

冷戦期、国連を中心とした軍縮努力がなかなか進展しない中、1959年9月、米国、英国、フランス、ソ連の4カ国共同コミュニケにより、国連の枠外の軍縮交渉の場として「10カ国軍縮委員会」がジュネーブに設置された。この委員会には東西両陣営より5カ国ずつが参加したが、その後、非同盟諸国8カ国を加えた「18カ国軍縮委員会」（1962～1969年）、「軍縮委員会会議」（1969～1978年。メンバー国は最多時で31カ国）を経て、1978年の第1回国連軍縮特別総会の決定を受けて「軍縮委員会」（加盟国40カ国）に改組され、1984年に名称のみが変更されて現在のジュネーブ軍縮会議（CD）となった。



ジュネーブ軍縮会議 会議場
(2003年9月、川口大臣及び猪口軍縮代表部大使出席)

2. 活動の態様とこれまでの成果

ジュネーブ軍縮会議の現在の加盟国は65カ国であり、①G7諸国をはじめとする西側グループ（24カ国）、②ロシアを中心

とする東側グループ(7カ国)及び③途上国等からなるG21(33カ国)グループの3つのグループ、さらにいずれのグループにも属さない中国により構成される。日本は1969年以来の加盟国であり、西側グループの一員となっている。会議事務局はジュネーブの国連欧州本部に置かれており、2～3カ月間の会期が年に3回開催される。ジュネーブ軍縮会議では、意思決定は手続事項も含めてすべてコンセンサスで行われている。

ジュネーブ軍縮会議は軍縮に関する多数国間の「交渉」を行う唯一の機関であり、この点で、国連総会の下にある軍縮「審議」機関である国連軍縮委員会とは性格を異にしている。

ジュネーブ軍縮会議あるいはその前身の機関においては、重要な軍縮・不拡散に関する条約が審議・作成されてきた。例えば、部分的核実験禁止条約(PTBT、1963年採択)、核兵器不拡散条約(NPT、1968年採択)、生物兵器禁止条約(BWC、1971年採択)、化学兵器禁止条約(CWC、1992年採択)、包括的核実験禁止条約(CTBT、1996年採択)などが挙げられる。

第2節 ジュネーブ軍縮会議(CD)の停滞問題と打開への努力

1. 概観

ジュネーブ軍縮会議は軍縮に関する唯一の多数国間交渉機関であり、国際社会の軍縮努力がこの場で結実していくことが期待されており、日本が軍縮外交を推進していく上でも極めて重要な位置を占める。しかしながら、ジュネーブ軍縮会議では、1996年に包括的核実験禁止条約(CTBT)を作成して以降、実質的な交渉や議論は行われていない。また、毎年採択されるべき年間の作業計画も、1998年に採択されて以降(ただし、第3会期の末に採択されたこともあり実質的な交渉は行われなかった)、参加国の立場の違いが収斂せず、合意・採択に至っていない。日本が重視している兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT、いわゆるカットオフ条約。本編第3部第

4章参照)についても、1995年NPT運用検討・延長会議及び2000年NPT運用検討会議にて採択された文書(1995年運用検討会議文書「不拡散及び軍縮のための原則と目標」、2000年運用検討会議最終文書パートI)にて条約交渉の早期開始が奨励され、多くの国が条約交渉開始の必要性を主張しているにも関わらず、未だに交渉が開始されていない。

このようにジュネーブ軍縮会議が停滞している主な原因として、「宇宙空間における軍備競争の防止」(PAROS)という案件をジュネーブ軍縮会議でどのように扱うかをめぐる関係国間の対立があった。具体的には、PAROSの交渉をカットオフ条約交渉と同時に開始すべしとする中国と、PAROSについては、交渉は不要であり、むしろ信頼醸成措置に関する議論を行うべきと主張する米国との対立が大きき要因となってきた。また、ロシアも、PAROSとカットオフ条約を結びつけることはしないものの、PAROSについての交渉開始を重視する立場をとってきた。

このような状況の中、ジュネーブ軍縮会議議長経験者を中心とした5カ国の大使(アルジェリア、ベルギー、チリ、コロンビア、スウェーデン)が、ジュネーブ軍縮会議における実質的交渉の早期再開に向け、カットオフ条約やPAROSの扱いを含む「作業計画」案(注：いわゆる「5大使提案」。作業計画のベースとして、①核軍縮、②カットオフ条約、③PAROS、④消極的安全保障の4つの分野に関する特別委員会の設置と各特別委員会の任務などを規定)を起草し、2003年第1会期に正式に提案した。この「5大使提案」を巡っても、上述のPAROSを巡る各国の立場の相違等から、当初協議は難航したが、2003年6月にまずロシアが柔軟な姿勢を見せ、8月には中国及びロシアが「5大使提案」に若干の修正を加えた「5大使提案修正版」を受け入れることを表明するなど、2003年第2会期には、日本が議長国となる次期を控えてCD停滞状況打開へ向けた前向きな兆しが見られた。

2. 日本の取り組み（議長就任を含む）

日本は、軍縮会議の議題としては、カットオフ条約交渉の早期開始を優先事項と考えており、ジュネーブ軍縮会議の停滞状況を打開すべくカットオフ条約の作業文書を提出する等、様々な外交努力を展開してきている。

カットオフ条約の実質的討議を促進するための一連の取り組みをはじめ、日本がジュネーブ軍縮会議議長（猪口軍縮代表部大使が就任）を務めた2003年第3会期（8月18日～12月31日）においては、作業計画の合意に向け、加盟国間の意見の調整をはじめとする積極的な取り組みを行った。

一つには、日本の議長期間中の2003年9月、川口大臣がジュネーブ軍縮会議に出席の上、日本の軍縮・不拡散政策を包括的かつ具体的に訴えるとともに、ジュネーブ軍縮会議における実質的交渉の早期開始、会議停滞状況の早期打開を呼びかける内容の演説を行い、軍縮会議を重視する姿勢を示した。

また、日本は議長国として、2003年9月、ジュネーブ軍縮会議の年間活動に関する年次報告書を起草し、これをコンセンサス採択に導いた。この報告書は、8月の中露による5大使提案の受け入れを踏まえ、5大使提案が幅広い支持を得ていること、他方で、5大使提案が基礎としている包括的アプローチに対して、批判的な意見があること、さらに、テロや大量破壊兵器の拡散といった新しい事項を取り扱うべきとの関心が増えていることを反映した有意義なものとなった。さらに、日本は、この報告書を踏まえ、ジュネーブ軍縮会議が実質的な作業を開始する緊急性を呼びかける内容の決議案を軍縮会議議長国として国連総会に提出し、同決議案はコンセンサスにて採択された。

日本は、今後ともジュネーブ軍縮会議における作業計画の採択、カットオフ条約交渉の早期開始に向け更なる外交努力を行っていく考えである。

第3章 G8における取り組み

国際社会が直面する最も重要な課題について、主要先進国が一致して具体的行動をとるために首脳間で話し合うための場であるG8において、近年、軍縮・不拡散の問題に大きな重要性が与えられている。

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件により、大量破壊兵器の拡散、中でも大量破壊兵器とテロとの結びつきは、国際社会における最大の脅威として受け止められるようになった。このような認識を反映して、2002年のカナダスキス・サミットにおいては、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」関連文書（「指針」及び「原則」）が採択された（第3部第5章第2節参照）。また、2003年のエビアン・サミットでは「大量破壊兵器の不拡散：G8宣言」及び「大量破壊兵器の不拡散 放射線源の安全確保について：G8声明」が採択された他、G8グローバル・パートナーシップのフォローアップとして「行動計画」と「G8高級事務レベル・グループ年次報告」が発表された。エビアン・サミットではそのほかにも「大量破壊兵器の不拡散 放射線源の安全確保について：G8行動計画」、「交通保安及び携帯式地对空ミサイル（MANPADS）の管理強化：G8行動計画」といった文書が採択されている。

米国同時多発テロ事件以降のこれらのサミット文書を見ると、NPT等既存の多数国間軍縮・不拡散条約の普遍化・機能強化という従来からのアプローチに加え、テロリストに大量破壊兵器が渡ることを防ごうとする試み（G8グローバル・パートナーシップ）や携帯式地对空ミサイル、放射線源（注：医療用に用いられるアイソトープ等）といったテロリストが入手しやすいもので特に危険性の高い武器、物質の規制を強化しようとする試みに大きな比重が与えられており、G8として国際社会の直面する新たな脅威に如何にして立ち向かうかを追求する姿勢が鮮明になっている。以

下、これらの文書について概観する。

「大量破壊兵器の不拡散：G8宣言」では、大量破壊兵器拡散の脅威に取り組むため、国際条約、査察制度、G8グローバル・パートナーシップのようなイニシアティブ、輸出管理、外交的努力及び国際法に依拠したその他の手段などを強化し、必要な場合は、関係する条約及び手段の普遍化を追求することを謳っている。特に、核兵器不拡散条約、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約は、国際平和と安全を維持するために極めて重要な文書であるとした上で、これらに参加していない全ての国に対し、参加を求めるとともに、北朝鮮及びイランの核問題に対する懸念を表明し、両国に対し国際的な義務の遵守を求めている。

「大量破壊兵器の不拡散 放射線源の安全確保について：G8声明」及び「放射線源の安全確保：G8行動計画」では、2001年9月11日の米国における同時多発テロ事件に触れつつ、テロリストにより高度の放射線源が使用される危険が指摘されている。その上で、IAEA行動計画への支持を再確認するとともに、各国が、生産・保有・使用・輸出あるいは輸入する放射線源の安全及びセキュリティを向上させるために力を結集するよう呼びかけ、①IAEAによる取り組みへの支援、②最も脆弱な国に対する支援、③放射線源管理のためのメカニズム、⑤放射線源の安全とセキュリティに関する国際会議開催というG8のアプローチに合意した。

携帯式地对空ミサイル（MANPADS）は、2002年11月のケニアにおけるイスラエル旅客機撃墜未遂事件や、2003年11月のイラクにおける米軍ヘリ撃墜事件等において使用されたと見られており、その脅威が現実のものとなっている。「交通保安及び携帯式地对空ミサイルの管理強化：G8行動計画」において、G8各国は、携帯式地对空ミサイルの拡散を防ぐことを約束し、全ての国に携帯式地对空ミサイル備蓄の管理を強化するよう求めるとともに、テロリストによる携帯式地对空ミサイルの入手を防止するため、以下の点を含む様々な手段を講ずることに合意した。

- ① 国家の安全保障上必要とされる以上の余剰携帯式地对空ミサイルを回収し、安全に備蓄管理し、破壊するための支援と専門技術を供与すること
- ② 携帯式地对空ミサイル及び必要不可欠な部品の厳格な輸出管理を採用すること
- ③ 製造、移転、仲介について厳格な国内規制を確保すること
- ④ 非国家の最終需要者に対する携帯式地对空ミサイルの移転を禁止すること

また、エビアン・サミットの外相会合議長国サマリーは、大量破壊兵器の拡散及び非国家主体による使用の危険により増大しつつある脅威に関する深い懸念を表明したほか、北朝鮮やイランの核開発問題を取り上げ不拡散に関する約束の遵守を求める等、不拡散問題に大きな比重を置いている。さらに、首脳会合議長総括及び外相会合議長国サマリーでは、大量破壊兵器以外にも、エビアン・サミットの約1ヶ月後に日本が議長を務めることとなる国連小型武器中間会合を支持する旨言及している（小型武器については第5部第1章参照）。

第4章 地域的取り組み

第1節 地域的枠組みにおける取り組み

大量破壊兵器等の拡散という問題は、種々の地域的な政策協調の枠組みにおいても高い優先順位を付されている。アジアにおいても、アルカイダ等国际テロ組織と連携したテロリストによるとみられるテロ事件が発生しており、テロリストと大量破壊兵器の結びつきは重大な脅威と認識されるようになった。また、不正な調達者は、迂回輸出等しばしば域内複数国にまたがった調達活動を行っており、このような拡散を防止するためには域内国の協力が不可欠である。さらに、技術的・経済的進歩に伴って、アジア諸国の中には機微な資機材の供給能力を獲得する国も現れており、これらの国を国際的不拡散体制の中に取り込んでいくことは一層重要になっている。日本は、アジア輸出管理セミナーやアジア不拡散協議（ASTOP）（第2節参照）を主催し、このような拡散問題に対する地域的取り組みの強化を率先して進めるとともに、以下のようなアジアにおける種々の政策協調のフォーラムでこの問題を積極的に取り上げている。

2003年7月24日には、アジア欧州会合（ASEM）外相会合で、日本のイニシアティブにより「大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止に関する政治宣言」が発出された。この宣言は、拡散防止のために取り組むべき課題として、核兵器関連の国際条約が包括的にかつ非差別的に履行されることの重要性を強調し、①核兵器不拡散条約（NPT）の普遍化と完全な遵守、②1995年の第5回NPT運用検討延長会議及び2000年の第6回NPT運用検討会議において合意された義務の遵守、③2005年に開催予定である第7回NPT運用検討会議の成功、④包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及び核実験モラトリアムの継続、⑤IAEA保障措置協定及び追加議定書の普遍化及び完全な遵守、⑥生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び完全な実施、⑦弾道ミサ

イルに対する包括的なアプローチの必要性といった課題を取り上げた上で、アジア及び欧州における大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散がもたらす脅威に対処するため、2つの地域の間及び地域内の諸国の間において、不拡散及び軍縮などに関する対話と協力を促進することとしている。ASEMは、アジアと欧州の協調の枠組みであるが、特にアジア諸国の間で、大量破壊兵器不拡散問題について、このような一致した政治的メッセージが出されるのは初めてであり、その意義は大きい。

また、2003年10月21日には、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳声明が採択され、テロや大量破壊兵器の拡散等の安全保障上の課題への対応をAPECの任務として取り組んでいくこと、また、同年の具体的成果として携帯式地对空ミサイルの国内規制強化に取り組むことにつき合意した。アジア太平洋地域の全ての主要国・地域が参加するAPECは、従来経済面での活動に重点を置いていたが、この宣言は2001年にテロ対策に関する首脳声明が採択されたのに続き、APECが地域の安全保障問題にも関与するという新たな方向性を打ち出しているものとして注目される。特に、携帯式地对空ミサイルの国内規制強化策等の具体的措置に合意できたことは重要な成果と言える。

2003年12月に東京で開催された日ASEAN特別首脳会合において採択された「新千年期における躍動的で永続的な日本とASEANのパートナーシップのための東京宣言」において、日本とASEANが大量破壊兵器、その運搬手段及びそれらの関連物資の軍縮・不拡散の分野において協力を強化することが謳われた。また、こうした基本的立場を踏まえた行動計画においては、日本とASEANが大量破壊兵器の拡散に対抗するために行動指向の措置を通じて緊密に協力することとされた。こうした文書が発出されたことは、日本とASEANが大量破壊兵器不拡散問題について一致して取り組んでいく決意を示した最初のものであり、重要な一歩として評価できる。また、2003年10月7日にバリで行われたASEAN+3首脳会

議においても、日本は大量破壊兵器不拡散の重要性を強調した。

また、アジア太平洋地域の主要国が参加する全域的な政治・安全保障の枠組みである東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム（ARF）において、従来より、軍縮・不拡散問題について率直な意見交換が行われるとともに、信頼醸成の促進として国連軍備登録制度への参加を奨励する等の取り組みが行われてきており、日本もこれを重視し積極的に参加している。

なお、他の地域においても大量破壊兵器の不拡散問題は高い優先順位を付されており、欧州においては、2003年6月16日、欧州連合（EU）総務・対外関係理事会において、「大量破壊兵器に対するEU戦略のための基本原則（EU基本原則）」及び「実施のための行動計画（EU行動計画）」が採択された。直後の6月20日には、EU基本原則及びEU行動計画を受けて「大量破壊兵器の不拡散に関する宣言（EU宣言）」がギリシャで開催されたテッサロニキ欧州理事会（EU首脳会議）で発出された。また、6月25日には、米EU首脳協議にて、「大量破壊兵器に関する米EU共同声明」が発出された。拡散に対抗するために米国とEUが協力していくことを謳う等、欧米が協調して不拡散の脅威に対抗していく姿勢を示すものとして注目される。また、2003年12月に発出された「大量破壊兵器拡散に対するEU戦略」では、日本が米国、ロシア、カナダと並んで、不拡散問題に取り組む上でEUにとっての主要パートナー（key partners）として位置づけられた。

(参考：最近の中国の不拡散の取り組み)

2002年以降、中国は、生物汎用品、化学物質、ミサイル関連物資および技術について、相次いで輸出管理法令を公布・施行した。中国による一連の輸出管理法令の制定は、同国の不拡散体制強化に向けた前向きな動きとして受け止められる。他方、これらの法令は、オーストラリア・グループ (AG) やミサイル技術管理レジーム (MTCR) の規制品目を全て網羅しているわけではない。また、2003年以降、中国企業がミサイル関連技術の拡散に関わったとの理由で米政府が制裁を発動した事例^(注)もあり、厳格な輸出管理の執行が期待される。

この他、中国は、2003年12月、「中国の不拡散政策と措置」という白書を発表し、国際的な不拡散メカニズムを進展させ改善することが特に重要且つ緊急の課題であるとの立場を公式に表明した。アジアの不拡散体制強化のためには中国の積極的な貢献が重要であり、日本は、今後とも、大量破壊兵器およびその運搬手段の不拡散体制の強化に向けて中国と協力していく考えである。(注) 最近米国が発動した対中企業制裁の例 (制裁の内容については、米国政府機関との政府調達からの排除、米国政府からの支援停止等、個々に定めている)

- ・ 2002年前半にイランに対し、ミサイルやWMDへの貢献をすすめる可能性のある装置、技術等を移転したとして、中国企業5社に2年間の制裁を決定 (2003年6月)。
- ・ 他国に対し、ミサイル分野で実質的に貢献したとして、中国企業1社に2年間の制裁を決定 (2003年7月)。

第2節 アジア不拡散協議 (ASTOP)

大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資・技術の不拡散は、テロ対策及び国際の平和と安全の確保の観点から極めて重要な課題であるにも関わらず、先進国が中心となって設立された国際的輸出管理レジーム (第6部第1章参照) の外にあるアジア諸国においては、輸出管理の強化は自由貿易の利益を阻害する、自国が大量破壊兵器関連物資供給能力を有しない等といった認識から、

依然として国によってその取り組みにばらつきがみられる。

一方、北朝鮮による核兵器・弾道ミサイル開発が重大な問題となっている今日、アジア諸国から北朝鮮を仕向地とする輸出管理を強化することは、日本のみならずアジア地域全体、ひいては国際社会の平和と安全にとって極めて重要となっている。また、2001年の米国同時多発テロ事件を契機として、アジア諸国においてもテロ対策が強化され、対テロの観点からも大量破壊兵器不拡散の重要性が広く認識されるに至っている。さらに2002年のバリ島爆弾テロ事件等に見られるとおり、テロ対策の強化はアジア諸国自身の問題ともなっている。こうした流れの中、2003年1月、シンガポールが戦略物資管理法を施行するなど、アジア各国における不拡散のための具体的な取り組みも徐々に表れつつあるが、不拡散努力を通じたアジアにおける安全の確保は、一国の努力によっては十分になし得ず、アジア各国とのさらなる連携強化が急務となっている。

こうした国際環境を踏まえ、日本は、2003年11月13日、東京にて、ASEAN諸国、韓国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米・豪から局長級の不拡散政策担当者を招き、アジア不拡散協議（ASTOP（エーストップ））を開催した。初めての会合となる今次会合では、アジアにおける大量破壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取り組み強化・認識の向上、及び、2003年5月に発足した拡散に対する安全保障構想（PSI、第6部第3章参照）をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論することを主眼とした。

ASTOPは、アジア諸国の局長級の不拡散政策担当者が不拡散に関する課題につき包括的な協議を行う初めての機会を提供したが、大量破壊兵器・ミサイルやその関連物資・技術の拡散防止が、国際社会の平和と安全に極めて重要であるとの認識が共有されたほか、参加者より、アジアにおける不拡散体制強化の方向性について様々な建設的な提案がなされるなど、活発な意見交換が行われ

た。また、PSIに関する豪、日本、米による詳細な説明が他の参加者から歓迎され、PSIの様々な側面に関し、有益な意見交換がなされた。また、協議の締めくくりに議長サマリーが発表された。

この協議の結果、アジア諸国からは、不拡散体制を強化するために必要な技術協力に対する要望が出され、日本を含む協力国側がかかる要望を踏まえ、具体的な検討を行うこととなった。また、参加者より、会議の様々な場面で本協議を主催した日本のイニシアティブへの評価と本協議を継続していく重要性が強調された。今後、ASEAN等のアジアの地域的枠組みとも連携しつつ、不拡散に関する対話を更に深めていくこととなった。



ASTOPにて基調スピーチを行う阿部外務副大臣（2003年11月、於：東京）